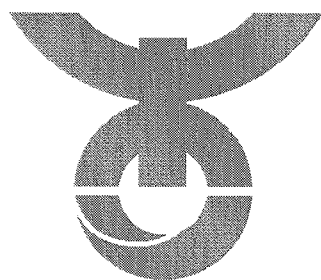


新型インフルエンザ対策

行動マニュアル



長野県 木祖村

平成20年2月

発生前期

行動計画・対応マニュアルの策定

- ① 庁内連絡会議（住民福祉課）
 - 会議の発足
 - 作業日程、各課対応などについて調整、確認
- ② 行動計画等の策定（連絡会議 住民福祉課）
 - 計画素案作成
 - 連絡会議での検討
 - 行動計画の策定
 - 行動計画の公表及び周知
- ③ 対応マニュアルの策定（連絡会議 住民福祉課）
 - 素案作成
 - 連絡会議で検討
 - 策定
 - 必要に応じ改訂

研修及び学習

- ① 新型インフルエンザに関する研修会への職員参加
 - 住民福祉課職員（保健師）
 - 総務課職員（消防防災担当）
- ② 庁内研修会 基礎知識、国ガイドライン、県・村行動計画など（住民福祉課）
 - 管理職会議
 - 庁内職員会議
- ③ 村民向け学習会（総務課 住民福祉課）
 - 各種団体の総会などの機会
 - 行政懇談会

住民等への広報活動

- ① 新型インフルエンザについての基礎知識の周知（住民福祉課）
- ② 新型インフルエンザ感染予防策の周知（住民福祉課）
- ③ 食糧や日常生活用品等の備蓄要請（住民福祉課 総務課 産業振興課）
 - 基礎知識周知用チラシ 各戸配付 随時
 - 保存版総合パンフレット 各戸配付 年1回以上
 - 広報誌による周知 随時
 - C A T Vによる周知 随時
 - ホームページによる周知 随時更新
- ④ 村内企業、施設等への対策等の要請（各課）
 - 商工会、J A
 - 社会福祉協議会、サニーヒルきそ
 - 自治会長会、地域自治協議会
 - 消防、防犯関係 木祖村消防団、木曾広域消防署北分署、木祖村駐在所
- ⑤ 県機関、医療機関等との事前の対応協議（各課）
 - 木曾保健所、木曾地方事務所
 - 木曾病院、医療法人奥原医院

海外発生期

対策本部の設置

- ①木祖村新型インフルエンザ対策本部設置
 - 連絡会議を開催し、対策本部立ち上げ準備
 - 対策本部設置
 - 対策本部 木祖村役場大会議室準備
 - 対策本部員招集 会議開催
 - 感染情報収集、当面の状況報告
 - 国・県関係機関からの通達等の本部掌握と関係部署への伝達
 - 当面の対策行動の確認と関係部署へ対応の指示
 -

国内発生に備えた準備・警戒行動

- ①広報活動
 - 広報媒体別放送原稿等準備
 - 音声告知端末により流行の危険度が増した旨を住民に周知
 - C A T Vにより流行の危険度が増した旨を住民に周知
 - 村民、事業者へ感染情報等を定期的に発信
 - 村民の食糧及び生活物品の備蓄要請（冬期は燃料も）
 - 商店等へ在庫確保等の要請
 - 事業者へ資材調達、備蓄の要請
 - 農業者への資材、飼料等確保要請
 -
- ②感染予防、感染拡大防止活動
 - プレパンドミックワクチン接種 **長野県**
 - 発生国への旅行自粛要請（勧告）
 - 国際空港、港湾所在地域、首都圏への旅行自粛要請
 - 人混みなどへ外出時のマスク着用、手洗い、うがいの励行要請
 - 電話による感染予防・生活相談等開始
 - 感染予防物品の備蓄確認と再調達
 - 接客等のある事業所・職員への予防対策強化の要請
 - 感染予防物品の本部配備
 - 村生活相談、感染予防方法などの電話相談開始
 - 感染が疑われる場合の対応と保健所電話相談窓口の周知徹底
 -
- ③その他
 - 木曽地方本部と村対策本部の連携、役割分担の確認
 - 近隣町村との連携確認 隣接市町 広域連合
 - 木曽保健所、木曽地方事務所との所管業務別の連携確認
 - 生活弱者等のリストアップと食糧等備蓄状況の確認
 -

国内発生期

封じ込め等初動対応と村内発生に備えた準備行動

①情報収集と広報

- 国内感染状況の把握 国内感染危険地域の把握
- 村民への感染状況の広報 臨時情報として随時伝える
- ウィルスの毒性や感染力などの情報の早期収集
- 対策本部からの要請、勧告、指示を速やかに伝達
 - 音声告知端末 防災行政無線 CATV

②感染予防の水際対策

- 感染者発生地域（感染ルート）への国内旅行自粛の要請（勧告）
- 感染者発生地域からの旅行者等受入について注意を払うよう要請
- 外出時マスク着用、うがい、手洗いの励行等予防行動徹底の要請
- 村外人口集中地区及び大規模店舗等への外出自粛要請
- 食糧、日用品、マスクの早期備蓄要請（勧告）
- 各種産業別事業者国内流通のマヒ事態に備えるよう在庫、備蓄要請
- 発熱時等の保健所電話相談利用の要請
- 村内での集会等行為の自粛要請
- 村内イベントの中止、他団体開催イベントの中止要請
- 村外イベントへの参加自粛要請
- 混雑する公共交通機関の利用自粛要請

③生活弱者等への生活支援

- 独居高齢者へ生活相談電話の周知、困ったときの利用の呼びかけ
- 生活物資等不足者への調達指導及び買い物支援
- 定期受診の早期受診、長期間調剤などについて助言

④社会機能維持

- 汲み取りなど早期に依頼要請
- 定期の病院受診等、できるだけ流行間の受診を呼びかけ
- なるべくゴミを出さないなど消費節約呼びかけ
- 灯油・ガスなど残量確認と補給の呼びかけ ※冬期は早目の要請
- 村内商店へマスクなど在庫確保要請

県内発生期

村内発生に備えた感染拡大防止行動、水際対策

①情報収集と広報

- 情報収集体制の強化
- 24時間体制の情報伝達体制 深夜帯はCATVのみ
- パニックを招くようなデマなどの情報監視と対応
-

②感染予防水際対策、感染拡大防止対策

- 小中学校の臨時休校要請
- とちのみ保育園の臨時休園
- 村公共施設の利用制限及び一時休止
- 感染が疑われる職員及び感染が疑われる家族を持つ職員の一時出勤停止
- 不要不急の村外外出の自粛要請（勧告）
- 感染市町村への通勤・通学者の在宅勤務・在宅学習などの要請
- 常時マスク着用、手洗い、うがい等の予防対策の強化を全村民に要請
- マスク非装着者の役場入庁を制限 役場玄関にサージカルマスク、消毒薬を備える
- 発熱時の電話相談を徹底 音声告知端末、CATV
- 村内集会等の延期・中止要請（勧告）
- 村外イベントへの参加自粛要請（勧告）
- 混雑する公共交通機関の使用自粛要請
- 村内医療機関受診者についても早期受診と長期調剤の助言
- 村内での物品購入が増加する事態に対応できるよう商店に在庫確保要請

生活支援、社会機能等維持対策

①生活弱者への支援等

- 健康状態等確認と生活相談電話利用の案内
- 外出自粛による食糧等備蓄物品不足者への買い物支援

②生活相談及び社会機能維持対策

- 生活相談電話の利用について周知
- 外出自粛や流通の減少などによるストレスへのメンタルケア開始
 - CATV
 - 電話相談
 - 訪問
- 休校による学力低下防止
 - CATVを利用したの補習授業、学習指導を開始
 - IP電話による学習相談、学習指導
- 商店へのマスク在庫確保の要請

村内発生期、大流行前期

感染予防・拡大防止行動

①情報収集と広報

- 村内及び村民の生活圏域（通勤・通学・買い物）の感染情報把握
- 県内感染情報等の発信
 - 音声告知端末
 - CATV
 - ホームページ
- 村内感染者情報の発信
 - プライバシー保護確認
 - パニック防止への配慮確認

②感染予防・拡大防止

- 不要・不急の外出自粛要請
- 不当定多数の集まる場所への外出自粛勧告 一部商店、医療機関を除く

- 学校等休校、休園措置の継続
- 役場を除く村内公共施設の休止
- 村の行う行政サービスの一部休止
- 村内でのあらゆる集会行為等の自粛を勧告
- 感染職員及び感染者した家族の居る職員の出勤停止、在宅勤務命令
- 感染者や感染した家族の居る従業員の、自宅待機、在宅勤務等要請
- 村内商店等感染予防対策強化を要請 入店時マスク装着 手指消毒等
- 全村民への常時マスク着用の指示
- 感染者家族の潜伏相当期間の外出自粛要請 自粛に伴う生活支援
- 感染者が速やかに入院等適切な医療が受けられるよう保健所との連携
-

生活支援、社会機能維持

①生活弱者への支援等

- 独居者等への安否確認
- 感染予防相談、生活指導等の電話相談
- 外出自粛に伴う生活支援
-

②社会機能維持等

- 生活相談等の体制強化
- 燃料、日用品などの節約等呼びかけ
- ゴミの排出抑制について協力呼びかけ
- 商店等機能維持への支援
-
-

大流行期

感染拡大防止行動

- 前段階までの行動を強化し拡大防止に努める
- 不要、不急な外出を控えるよう要請（勧告・指示）
- 村内地域別の感染者情報を収集し、感染リスクの高い村民に必要な指示
- 発熱者には、受診などの外出はせず、電話相談をするよう強く呼びかけ
- 家族・近親者以外の者が集まる形態の法事等の延期を要請（勧告）
-
-

感染者及び感染家族への支援

- 家族の感染予防指導
- 外出自粛要請に伴う生活支援等
- 在宅感染者へ医療提供が行われるよう保健所、医療機関への要請と協力

社会機能維持等

- パニック防止のための広報
- 外出自粛者への生活物資の調達支援
- 職員が不足する事態への対応 非常時体制 全職員対策本部下で行動
- 一部行政サービスを休止し、必要な救援活動にあたる
- 流行が長期化の場合、感染リスクの低い村民への救援ボランティア呼びかけ
(全快した者、プレパンデミックワクチン接種者等)
- 緑聖苑の能力を上回った場合の対応
- 上下水道施設維持
- ゴミの排出制限

ライフライン、国内物流に影響が出る事態に至った場合の対応

- 対策本部は非常事態宣言を行い、直ちに村民への影響等実態把握を行う
- 対策本部は、直ちに食糧、日曜品の節約を呼びかける
- パニックを防止するために、警察、消防署と連携しパトロール
- 村内で不足している物品の把握
- 不足が予測される物品の把握
- 県、国に生活支援要請、在宅重症患者への医療提供要請